

知立市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」（以下「ちりゅっぴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) キャラクター ちりゅっぴの基本デザイン（別図）、知立市（以下「市」という。）が別に定めるその展開デザイン及び名称をいう。
- (2) 広告 民間事業者等が、商品又はその行う事業等の情報を世間に広く宣伝するためのものをいう。
- (3) 物品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものと、その広告の総称をいう。

(承認の申請)

第3条 キャラクターを使用した物品を製造し、販売し、又は宣伝に使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書（様式第1）に物品のデザインが分かる書面等を添えて知立市観光交流センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体、その他公共的団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が新聞、テレビ、雑誌等により報道目的に使用する場合
- (3) 市職員が公務上使用する場合

(審査及び承認)

第4条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係るキャラクターの使用が市のPRに寄与すると認めたときは、使用を承認し、申請者に対し承認番号を付したキャラクター使用承認通知書（様式第2）を交付するものとする。この場合において、必要があると認める場合は使用の承認について条件を付することができるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定による審査の結果、キャラクターの使用が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは使用を承認しないこととし、申請者に対し、キャラクター使用不承認通知書（様式第3）を交付するものとする。

- (1) 市の品位を傷付けるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来たすおそれがある場合
- (6) キャラクターを決められた使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (7) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (8) その他市長が不適當と認めた場合

(使用の範囲)

第5条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを物品において使用することができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、キャラクターの使用に関して、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ等を損なうことがないように適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令（以下これらを「関係法令」という。）を遵守するとともに、市及び指定管理者が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがないよう配慮しなければならない。

3 指定管理者は、キャラクターの使用方法がキャラクターのイメージ等を損なうおそれがあると認めたとき、又は関係法令に違反するおそれがあると認めたときは、市長の承認を得た上で使用者に対し、是正を求めることができる。

4 指定管理者は、物品が、関係法令に違反し、又は市若しくは指定管理者が製造し、若しくは販売するものであると誤認されるおそれがあると認めたときは、市長の承認を得た上で使用者に対し、キャラクターの使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

(同一性の保持)

第8条 キャラクターの使用承諾を受けた者は、キャラクターの使用に当たって次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 「知立市マスコットキャラクター ちりゅっぴ」と表記すること。ただし、余白がない場合等、表記が困難な場合は指定管理者と協議の上、省略できるものとする。
- (2) デザイン等は、別に定める知立市マスコットキャラクターちりゅっぴデザインマニュアルに定めたものとする。ただし、市長が特に認めた場合にあっては、この限りでない。

(物品の確認)

第9条 使用者は、キャラクターを使用した物品を販売又は宣伝に使用しようとするときは、あらかじめ完成品を指定管理者に提出し、確認を受けなければならない。ただし、物品の性質その他やむを得ない理由により完成品を提出することが不可能なときは、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

2 指定管理者は、前項の確認の結果、物品が適正でないと認めたときは、市長の承認を得た上で使用者に対して是正を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認内容の変更)

第10条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更承認申請書（様式第4）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による審査の結果、承認することが適当と認めたときは変更を承認し、申請者に対し承認番号を付したキャラクター使用変更承認通知書（様式第5）を交付するものとする。

(承認の取消)

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得た上で、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
- (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障を来したとき。
- (6) 監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
- (7) 第7条第3項若しくは第4項又は第9条第2項の規定による是正の求めに応じなか

ったとき。

(8) この要綱の規定に違反したとき、又はこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。

(9) 市に対する重大な背信行為を行ったとき。

(10) キャラクターに関する市又は指定管理者の権限の行使に支障を来たしたとき。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、キャラクター使用承認取消通知書（様式第6）により通知するものとする。

3 使用者は、承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

4 使用者は、使用の承認の取消しにより、市又は第三者に損害賠償金、訴訟費用その他の費用が生じたときは、当該費用を負担しなければならない。

（資料の提出又は報告の徴収）

第12条 指定管理者は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料を提出させ、又は報告を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者に対し、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。

(1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等を変更しようとするとき。

(2) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき。

(3) その他市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき。

（権利設定の禁止）

第13条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

（資料の貸与）

第15条 市長は、使用者から物品開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、業務に支障を来す場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品

開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させてはならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた資料を直ちに市に返却しなければならない。

(1) 物品の製造又は販売を終了したとき。

(2) 市から資料の返却を求められたとき。

(3) 承認が取り消されたとき。

4 使用者は、使用者の故意又は過失により、貸与を受けた資料が滅失若しくは毀損し、又はその返却が不可能となったときは、市長が指定する期間内にこれを原状に復して返却し、又は返却に代えてその代品を納め、若しくは市に与えた損害を賠償しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第16条 市長、指定管理者及び使用者は、第三者によるキャラクターの著作権の侵害行為を知ったときは、相互に相手方に通知するとともに、協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市長及び指定管理者は使用者のキャラクターの使用が円滑になされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第17条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときは、速やかに指定管理者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市、指定管理者及び使用者は、協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第18条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第19条 使用者の物品の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負うものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第20条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとするときは、受託者がこの要綱に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、市又は指定管理者が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、市又は指定管理者に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第2条関係）



様式第1（第3条関係）

知立市マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

知立市観光交流センター指定管理者 様

申請者

住 所

氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）

知立市マスコットキャラクターを以下のとおり使用するため、申請します。なお、申請にあたり市税の納付状況確認行為について同意するとともに、知立市マスコットキャラクターの使用に関する要綱を遵守いたします。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用場所または地域

4 使用（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 使用数量（製造個数）

6 有償または無償の別 有償（売価 円） ・ 無償

7 「知立市マスコットキャラクターの使用に関する要綱」第11条第1項各号（承認の取消）の該当

該 当 ・ 非 該 当

8 担当者連絡先 氏 名
電話番号

<添付資料>

- ・ レイアウト・設計図など使用方法のわかるもの（企画書等）
- ・ 申請者の概要、現況を示すもの。

様式第2（第4条関係）

知立市マスコットキャラクター使用承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました知立市マスコットキャラクターの使用について、以下のとおり、知立市マスコットキャラクターの使用に関する要綱を遵守することを条件に承認します。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用場所または地域

4 使用（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 使用数量（製造個数）

6 有償または無償の別 有償（売価 円） ・ 無償

様式第3（第4条関係）

知立市マスコットキャラクター使用不承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました知立市マスコットキャラクターの使用について、以下の理由により使用を承認しないことを通知します。

理 由

様式第4（第10条関係）

知立市マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書

年 月 日

知立市観光交流センター指定管理者 様

申請者

住 所

氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）

年 月 日付け知 第 号で承認された知立市マスコットキャラクターの使用内容を以下のとおり変更するので、変更の承認申請をします。

1 変更する理由

2 変更事項及び内容

変更項目	変更前	変更後

様式第5（第10条関係）

知立市マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました知立市マスコットキャラクターの使用内容
の変更について、以下のとおり承認します。

変更項目	変更前	変更後

様式第6（第11条関係）

知立市マスコットキャラクター使用承認取消通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付け知 第 号により承認した知立市マスコットキャラクターの使用について、以下の理由により使用の承認を取消します。

取消理由